

(仮称) 茨木市中学校給食センター整備運営事業

実施方針（修正版）

令和3年（2021年）12月2日

令和4年（2022年）1月20日修正

茨木市

<目次>

| | | |
|-------------|---|---------------|
| I | 特定事業の選定に関する事項 | - 1 - |
| 1 | 事業内容 | - 1 - |
| 2 | 特定事業の選定及び公表..... | - 5 - |
| II | 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 | - 6 - |
| 1 | 敷地に関する各種法規制等..... | - 6 - |
| 2 | 施設要件 | - 6 - |
| III | 事業者の募集及び選定に関する事項 | - 7 - |
| 1 | 募集及び選定の方法..... | - 7 - |
| 2 | 審査及び落札者決定の手順..... | - 7 - |
| 3 | 募集及び選定スケジュール..... | - 8 - |
| 4 | 募集及び選定等の手続き | - 8 - |
| 5 | 入札参加者の構成..... | - 10 - |
| 6 | 入札参加者の備えるべき参加資格要件..... | - 11 - |
| 7 | 特別目的会社の設立等..... | - 14 - |
| 8 | 提案審査書類の取扱い..... | - 14 - |
| IV | 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | - 15 - |
| 1 | リスク分担の基本的考え方..... | - 15 - |
| 2 | 予想されるリスクと責任分担..... | - 15 - |
| 3 | 事業の実施状況の監視..... | - 15 - |
| V | 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 | - 19 - |
| VI | 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | - 20 - |
| 1 | 事業の継続に関する基本的考え方..... | - 20 - |
| 2 | 事業の継続が困難となった場合の措置..... | - 20 - |
| VII | 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 | - 21 - |
| 1 | 法制上及び税制上の措置..... | - 21 - |
| 2 | 財政上及び金融上の支援..... | - 21 - |
| VIII | その他特定事業の実施に関し必要な事項 | - 22 - |
| 1 | 議会の議決 | - 22 - |
| 2 | 入札参加に伴う費用負担..... | - 22 - |
| 3 | 本事業において使用する言語、通貨単位等..... | - 22 - |
| 4 | 情報公開及び情報提供..... | - 22 - |
| 5 | 実施方針に関する問い合わせ先..... | - 22 - |

茨木市は、（仮称）茨木市中学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）をPFI法に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI法に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、事業の実施に関する方針として定めるものである。また、市としては、ここに公表する実施方針及び関連資料に対し、質問・意見の受付及び回答等を通じ、民間事業者から幅広い意見や改善案が寄せられることを期待するとともに、それらを踏まえた形での事業実施を予定している。

用語の定義

| | |
|-------------|---|
| 市 | 茨木市をいう。 |
| PFI法 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。 |
| PFI事業 | PFI法に基づく事業をいう。 |
| 事業者 | 本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。 |
| 本施設 | 本事業で、事業者が事業用地において設計・整備等を行う施設及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。 |
| 実施方針等 | 実施方針の公表の際に市が公表する資料一式（実施方針、要求水準書（案）及び添付書類）をいう。 |
| サービス対価 | 本施設の整備・運営業務に係るサービスの対価として、市が事業者に対して支払う料金をいい、本施設の設計・建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価で構成される。 |
| 入札説明書等 | 公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）及び様式集等をいう。 |
| 入札参加者 | 本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された者をいう。 |
| 落札者 | 事業者候補者選定委員会の意見を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。 |
| 応募グループ | 本事業を実施するために必要な能力を備えた法人で構成されるグループをいう。 |
| 構成企業 | 応募グループを構成する法人で、業務の一部を特別目的会社又は他の構成企業から直接受託・請負をし、かつ特別目的会社に出資する法人をいう。 |
| 協力企業 | 応募グループを構成する法人で、特別目的会社には出資を行わないが、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する法人をいう。 |
| 代表企業 | 構成企業のうち、最も高い出資割合を負担するもので、構成企業を代表し入札手続きを行う者をいう。 |
| 構成員 | 構成企業と協力企業をいう。 |
| 事業者候補者選定委員会 | PFI事業実施に必要な事項及び事業提案書に係る専門的かつ客観的な視点から検討等を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織（茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会）をいう。 |
| 学校給食施設 | 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。 |

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

(仮称) 茨木市中学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者名称

茨木市長 福岡 洋一

(3) 本事業の目的

市では、令和3年(2021年)3月に策定した「茨木市中学校給食基本計画」に基づき、全員喫食でのセンター方式による中学校給食を実施するため、安全安心な学校給食を提供することを第一に、(仮称)茨木市中学校給食センター(以下「給食センター」という)の新設を行うことにした。

本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるPFI手法を導入し実施するものである。

(4) 本事業の基本方針

本事業は次の基本方針に基づいて実施するものとする。

(ア) 基本方針1 安全で安心な学校給食の提供

(a) 適切な衛生管理環境・体制の構築

安全で安心な学校給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」に基づいた適切な衛生管理環境や体制を構築します。

(b) 食物アレルギー対応

食物アレルギーのある生徒に学校給食を提供できるよう、食物アレルギーに対応するための施設や体制等を目指します。

(イ) 基本方針2 栄養バランスの優れた魅力的な学校給食

(a) 中学生にふさわしい献立

中学生は心身の成長が著しい時期であることから、必要な栄養素及びエネルギーを適正にバランスよく摂取できる中学生にふさわしい献立を実現します。

(b) 五感で楽しめる魅力的な学校給食

学校給食において、必要な栄養素及びエネルギーを効果的に摂取できるよう、味、食感、提供温度に配慮し、旬の食材や素材の持ち味を生かした魅力的な学校給食を目指します。

(ウ) 基本方針3 持続可能な学校給食の提供

(a) 安定した学校給食の提供

新たな中学校給食の導入にあたっては、イニシャルコスト、ランニングコストだけでなく、環境にも配慮し、公共サービスとして長期にわたり安定した学校給食の実現を目指します。

(b) 将来変動にも対応できる学校給食

持続可能な学校給食を実現するため、現在の状況だけでなく、将来起こりうる生徒数の増減や、学校の統廃合にも柔軟に対応できる実施体制、学校給食施設等を整えます。

(c) 災害時における早期復旧、学校給食の早期再開・継続並びに地域貢献

災害時においても被害を最小限に抑え、早期復旧を可能にし、学校給食を早期に再開・継続するとともに、食材を含む救援物資や情報の提供等、地域貢献のできる学校給食施設を目指します。

(エ) 基本方針4 食育・地産地消の推進

(a) 生きた教材となる学校給食

中学生が将来に向けて自らの食事を自ら選択し管理していく力を養えるよう、また食事を通してよりよい人間関係を身につけることができるよう、学校給食を生きた教材とし、健全な食生活の基礎づくりを目指します。

(b) 様々な食体験ができる学校給食

学校給食を通して、行事や季節、多様な文化に触れることのできる食体験を中学生に提供できるような献立の実現を目指します。

(c) 地域とつながる学校給食

献立の作成と給食物資の選定にあたっては、茨木市産や大阪府産等の地場産の食材を積極的に取り入れることにより、地域の自然や文化等への理解を深め、郷土を愛する心を育みます。

また、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）については、本市総合計画のめざすべき方向性と同様であるので、給食センターの整備運営に当たっては、PFI 手法を用い、市と事業者がこれらの視点を踏まえながらともに協力して事業を実施することで、SDGs の達成に貢献する。

(5) 事業の内容

① 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式（BTO：Build Transfer Operate）により実施する。

② 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 21 年（2039 年）7 月 31 日までとする。

③ 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 設計・建設業務

- (a) 事前調査業務及びその関連業務
- (b) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (c) 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (d) 工事監理業務

- (e) 調理設備調達業務
- (f) 調理備品・運営備品調達業務（食器・食具を含む）
- (g) 事務備品調達業務
- (h) 学校配膳室の什器・備品調達業務（配膳室棚、冷蔵庫、学級用配膳台等含む）
- (i) その他関連業務（交付金申請等支援、事業者の行為に関する近隣対応・対策業務等を含む）

(イ) 開業準備業務

(ウ) 維持管理業務

- (a) 建物保守管理・修繕業務（外構等を含む）
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 附帯施設保守管理・修繕業務
- (d) 調理設備保守管理・修繕業務
- (e) 運営備品保守管理・修繕業務（運営備品更新を含む）
- (f) 事務備品保守管理・修繕業務
- (g) 清掃業務（定期的建物清掃）
- (h) 警備業務
- (i) その他関連業務（上記各項目に伴う各種申請等業務、長期修繕計画作成等を含む）

(エ) 運営業務

- (a) 調理業務（日常の食材検収補助業務、衛生管理業務、洗浄等を含む）
- (b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等を含む）
- (c) 配膳業務（事業者が調達する配膳室備品保守管理業務、及び配膳員による回収準備業務を含む）
- (d) 残渣・廃棄物処理等業務（配膳員による関係業務を含む）
- (e) 食育支援等業務（献立作成支援業務、広報支援業務、見学者対応支援を含む）
- (f) その他関連業務（光熱水費・使用量のデータ管理、上記各項目に伴う各種申請等業務を含む）

④ 市が行う業務

市が行う業務は、「③事業の範囲」に示す以外の一切の業務とし、以下の業務を含むものとする。

(ア) 設計・建設業務

- (a) 近隣対応（市の意思決定に関する事項）
- (b) 配膳室整備業務

(イ) 開業準備業務

- (a) 試食会・リハーサル等の実施協力

(ウ) 維持管理業務

- (a) 大規模修繕業務
- (b) 配膳室保守管理、修繕等業務

(エ) 運営業務

- (a) 献立作成・栄養管理業務
- (b) 食材調達業務

- (c) 食材検収業務
- (d) 食育
- (e) 広報業務（見学者対応含む）
- (f) 光熱水費支払い
- (g) 給食費徴収管理業務
- (h) その他（配送校の調整、検食等）

⑤ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおり、本施設の設計・建設に係る対価、開業準備及び維持管理・運営に係る対価から構成される。

(ア) 本施設の設計及び建設に係るもの

市は、本施設の設計及び建設に係る対価のうち、本施設の建設完了前の令和5年度（2023年度）末に、それまでの出来高部分の10分の8以内の額について、事業者へ支払うことを検討している。また、その残りの金額のうち一定額を、本施設の引渡後に、事業者へ一括支払いを行う予定である。さらに、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設の設計・建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を割賦払いにて支払う。

(イ) 開業準備及び維持管理・運営に係るもの

事業者が実施する開業準備及び維持管理運営に係る対価について、市は維持管理運営期間にわたって事業者に支払う。支払いは年4回行うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。

(ウ) 維持管理・運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定める。

(エ) 市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的にサービス対価を減額する。なお、詳細は入札説明書等に示す。

⑥ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

⑦ 事業の実施スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

| 項目 | 事業スケジュール |
|-----------|---|
| 事業契約締結 | 令和4年（2022年）12月 |
| 設計・建設期間 | 令和4年（2022年）12月～ 令和6年（2024年）10月（約22ヶ月間） |
| 本施設の所有権移転 | 令和6年（2024年）10月末 |
| 開業準備期間 | 令和6年（2024年）11月～ 令和6年（2024年）12月（約2ヶ月間） |
| 維持管理・運営期間 | 令和7年（2025年）1月～ 令和21年（2039年）7月（14年7ヵ月間） |

⑧ 事業期間終了後の措置

事業期間の終了後に、事業者は、給食センターを入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

⑨ 実施方針の変更

民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにて公表する。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針などを踏まえ、市自らが本事業を実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかについて判断を行う。

- (ア) 将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより定量的評価を行う。
- (イ) PFI事業として実施することによるサービスの水準に関する定性的評価を行う。
- (ウ) 事業者に移転するリスクの評価を行う。
- (エ) 総合的評価を実施する。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、次のとおりである。

(1) 事業用地

茨木市彩都はなだ一丁目2番3、2番4、3番1

ただし、給食センター施設は茨木市彩都はなだ一丁目3番1の土地に整備すること。

(2) 用途地域

- 準工業地域（茨木市彩都はなだ一丁目3番1）
- 第二種住居地域（茨木市彩都はなだ一丁目2番3、2番4）

(3) 土地の所有

茨木市（実施方針等公表時点では茨木市土地開発公社が所有、令和3年度（2021年度）中に市が取得予定）

(4) 敷地面積

17,687 m²（準工業地域：13,289 m²、第二種住居地域：4,398 m²）

(5) その他条件

建ぺい率：60%

容積率：200%

2 施設要件

本施設の要件等の詳細については、要求水準書（案）に示す。

III 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定にあたっては、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における事業者のノウハウ、創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

2 審査及び落札者決定の手順

審査及び落札者の決定は、次のとおり行うものとし、詳細については、入札説明書等に示す。

(1) 事業者候補者選定委員会の設置

事業者提案にかかる専門的かつ客観的な視点からの検討を行うため、事業者候補者選定委員会を設置する。なお、事業者候補者選定委員会の構成は、入札公告時に明らかにする。

(2) 確認及び審査の方法

- ① 事業者の選定は、入札参加資格の確認と提案審査の二段階に分けて実施する。
 - ② 入札参加資格は、本事業への参加を希望する者に参加表明書、資格確認に必要な書類の提出を求め、市が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき、確認を行う。
 - ③ 提案審査は、入札参加者から提出された提案審査書類等について、落札者選定基準に従い、事業者候補者選定委員会において提案内容を総合的に評価した上で、最優秀提案者を決定する。
 - ④ 提案の評価基準、提案書の提出方法等の詳細については、入札公告時に明らかにする。
- ※入札参加者が1者であった場合も同様に入札参加資格の確認、提案審査を行うものとする。

(3) 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(4) 落札者を選定しない場合

本事業にかかる事業者の募集及び落札者の選定の過程において、入札参加者が無い、又はいずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

| 日程 | | 事業スケジュール |
|-----------------|------------------------|----------------------------------|
| 令和3年 (2021年) | 12月2日(木) | 実施方針等の公表 |
| | 12月2日(木)～ 12月23日(木) | 実施方針等に関する質問及び意見の受付 |
| | | |
| 令和4年 (2022年) | 1月中旬 | 実施方針等に関する質問及び意見に対する回答公表 |
| | 3月下旬 | 特定事業の選定・公表 |
| | 4月上旬 | 入札公告、入札説明書等の公表 |
| | 4月中旬 | 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会 |
| | 4月中旬 | 入札説明書等に関する第1回質問受付 |
| | 5月上旬 | 入札説明書等に関する第1回質問に対する回答公表 |
| | 5月中旬 | 入札参加資格審査書類の受付締切 |
| | 5月下旬 | 入札参加資格審査結果の通知 |
| | 5月下旬 | 入札説明書等に関する第2回質問受付 |
| | 6月上旬 | 個別対話の実施 |
| | 6月上旬 | 入札説明書等に関する第2回質問に対する回答 |
| | 7月中旬 | 提案審査書類の受付 |
| | 9月下旬 | 提案書に関する事業者ヒアリング (プレゼンテーション含む) |
| | 9月下旬 | 落札者の決定・公表 |
| | 10月頃 | 基本協定締結 |
| 11月頃 | 仮契約締結 | |
| 12月頃 | 事業契約締結 | |

4 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを次のとおり行う。詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 実施方針・要求水準書（案）等に関する質問・意見の受付

① 受付期間

令和3年（2021年）12月2日（木）から12月23日（木）17：00まで

② 受付方法

実施方針等に関する質問書（様式1）・意見書（様式2）に記入の上、茨木市教育委員会 教育総務部 学務課 中学校給食推進チームまで電子メールでのファイル添付により提出すること。

提出先 E-mail：chu-kyu@city.ibaraki.lg.jp

③ 公表

受け付けた質問・意見に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。

(2) 入札公告、入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。

(3) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会を令和4年(2022年)4月中旬頃に開催し、市の考え方の説明を行う。詳細は市ホームページにおいて公表する。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

なお、提出された質問・意見のうち、市が必要と判断した場合には、提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(5) 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

本事業へ参加を希望する者より、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書(以下、「入札参加表明書等」という。)を受け付ける。入札参加表明書等は、入札参加表明書等提出期限日までに提出する必要がある。

市は、提出された入札参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合は、期限日(以下、「参加資格確認基準日」という。)までに当該入札参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

入札参加資格確認結果は、入札参加表明書等を提出した者に対し、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

なお、資格確認の結果において、入札参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(6) 入札説明書等に関する個別対話の実施

提案内容について市と事業者の相互の理解を深めるため、入札の参加を予定している者を対象に個別対話を行うことを予定している。個別対話の参加方法等は「入札説明書」に示す。

個別対話における質問に対する回答は、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

(7) 提案審査書類の受付

入札参加者に対し、提案審査書類の提出を求める。詳細については「入札説明書」で提示する。

(8) 落札者の決定及び公表

提出された提案審査書類等について総合的に評価を行い、事業者候補者選定委員会の審査を経て、市が落札者を決定する。審査結果は入札参加者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

(9) 基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(10) 事業契約締結

市と落札者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、落札者が本事業を実施するために設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

(11) 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容を踏まえ、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）について協議・調整し、締結することがある。

5 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、次表において定義する構成企業と協力企業（以下、これらを「構成員」という。）で構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。

| 項目 | 定義 |
|------|--|
| 構成企業 | ・ 本事業のために設立する特別目的会社に出資を予定し、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する法人、及び ・ 本事業のために設立する特別目的会社に出資を予定し、一部の重要な業務を他の構成企業から直接受託・請負する法人 |
| 協力企業 | ・ 特別目的会社には出資を行わないが、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する法人 |
| 代表企業 | ・ 構成企業のうち、最も高い出資割合を負担するもので、構成企業を代表し入札手続きを行う者 |

(2) 構成企業等の明示

応募グループを構成する構成員は、参加資格審査書類の提出時に、構成企業（代表企業である場合はその旨も記載する）、協力企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。構成企業が I 1 (5) ③に記載の業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書等において明記すること。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成企業又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ）。

(4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募グループの構成員になることはできない。

なお、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業（代表企業を除く）又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

(5) 入札参加者の変更及び追加

参加資格確認基準日以降、入札参加者の構成員の一部又は全部が入札参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行った場合は、構成員の変更等を認めることがある。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

② 提案審査書類提出日から落札者決定日まで

市は、提案審査書類提出日以降に入札参加者の構成員（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で、入札参加者が構成員の変更（入札参加資格を喪失し脱退する構成員に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

6 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員は、以下の（１）、（２）で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について事業者候補者選定委員会の委員に接触した者又は接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申し立て、又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）の規定による破産申し立てがなされている者でないこと。
- ④ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者でないこと。

- ⑤ 公告日から落札者決定までの間に、茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱及び茨木市物品等登録業者指名停止要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ⑥ 事業者候補者選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及び第6号に定める暴力団員並びに茨木市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第3号に定める暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと。
- ⑧ 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑨ 法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納している者でないこと。
- ⑩ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・ 株式会社日建設計総合研究所（所在地：東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号）
 - ・ 日建設計コンストラクションマネジメント株式会社（所在地：東京都文京区後楽一丁目4番27号）
 - ・ 関西法律特許事務所（所在地：大阪府中央区北浜二丁目5番23号）
 - ・ 有限会社北摂鑑定（所在地：大阪府北区西天満四丁目4番12号）

(2) 個別の参加資格要件

入札参加者の構成員のうち①から⑥の業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、③にあたる者及びその関連会社が、②を行うことはできない。

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業がア及びイの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 令和4年度茨木市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ウ 国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設（平成23年（2011年）4月以降に竣工したものに限り）の実設計業務を元請として履行した実績を有していること。
- エ HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績若しくはドライシステムの学校給食施設の設計実績を有していること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業がア及びイの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 令和4年度茨木市入札参加資格者名簿に登載されていること。

- ウ 国、地方公共団体が発注した延床面積 3,000 ㎡以上の公共施設（平成 23 年（2011 年）4 月以降に竣工したものに限り）の工事監理業務の実績を有していること。
- エ HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の工事監理実績若しくはドライシステムの学校給食施設の工事監理実績を有していること。

③ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の者で実施する場合には、全ての企業がア及びイの要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 令和 4 年度茨木市入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されていること。
- ウ 入札公告時点で最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建設工事の種類「建築一式工事」の総合評定値（P 点）が、市内業者 770 点以上、市外業者 1,250 点以上であること。
- エ 国、地方公共団体が発注した公共施設（平成 23 年（2011 年）4 月以降に竣工したものに限り）の施工業務を元請けとして履行した実績を有していること。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次の要件を満たしていること。

- ア 令和 4 年度茨木市入札参加資格者名簿（物品）に登載されていること。

⑤ 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

- ア 令和 4 年度茨木市入札参加資格者名簿（物品）に登載されていること。
- イ 平成 23 年（2011 年）4 月以降に、ドライシステムの給食施設において 3,000 食/日以上を提供能力のある施設の運營業務の実績を有していること。

⑥ その他業務を行う者

その他企業は、次の要件を満たしていること。

- ア 令和 4 年度茨木市入札参加資格者名簿（物品）に登載されていること。

※ なお、本事業の入札公告時点で、令和 4 年度茨木市入札参加資格者名簿に登載がない者については、入札公告の日以降、市が指定する期日までに別途申請書類を提出し、本市の承認を得た場合は、本事業に限り①～③のそれぞれイ、もしくは④～⑥のそれぞれアの要件を満たすものとみなす。なお、この申請手続きの詳細は、入札公告時に示す。

(3) 地域貢献への配慮

入札参加者は、構成企業又は協力企業の選定にあたり、できるだけ市内に本店を有する企業（以下「市内企業」という。）を加えるように努めるとともに、本事業において必要となる資機

材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施すること。

なお、入札参加者が提出した提案書の評価にあたって、地域貢献への配慮に係る評価方法の詳細については落札者選定基準を参照することとする。

(4) 参加資格要件の喪失

入札参加者の構成企業が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、市と協議のうえ、市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。なお、構成企業の除外は当該企業の除外後も応募グループが参加資格要件を満たす場合のみ認めることとする。

7 特別目的会社の設立等

審査の結果、入札参加者が落札者として決定された場合は、構成企業の出資により茨木市内に特別目的会社を仮契約締結時まで設立するものとする。特別目的会社は、会社法（平成17年法律第86号）の定める株式会社とする。なお、事業予定地内に設立することも可とする。

なお、応募グループの構成企業は、事業者に対して必ず出資し、代表企業の議決権割合は最大となるものとする。また、構成企業全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えることとする。

特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

8 提案審査書類の取扱い

(1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他市が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、本選定に係る作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。

なお、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が民間事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、入札参加者が負うこととする。

IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負う。

2 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として表1 リスク分担表（案）によることとする。責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すものとする。

3 事業の実施状況の監視

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

市は、本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。市が行うモニタリングは、設計・建設、維持管理及び運営の各段階において実施し、事業者のセルフモニタリングの結果を活用するものとする。具体的な内容等については、事業契約書（案）において定める。

市は、モニタリングの結果、事業者の提供する施設の設計・建設、維持管理及び運営に係るサービスが十分でないことが判明した場合、改善勧告や業務対価の減額等の措置を行う。

表1 リスク分担表（案）

| 段階 | リスク項目 | No | リスク内容 | リスク分担 | | |
|-----------------|---|-----------------|-----------------------------|---|---|-----|
| | | | | 市 | 事業者 | |
| 共通 | 政策転換リスク | 1 | 市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの | ● | | |
| | 制度 関連 リスク | 法令リスク | 2 | 本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの | ● | |
| | | | 3 | 上記以外のもの | | ● |
| | | 税制度リスク | 4 | 消費税の範囲や税率の変更に関するもの | ● | |
| | | | 5 | その他の税制変更に関するもの（例：法人税率の変更） | | ● |
| | | | 6 | 許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの） | ● | |
| | | 7 | 許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの以外） | | ● | |
| | | 社会 リスク | 住民対応リスク | 8 | 本施設の設置・運営に関する市の意思決定に対する反対運動の訴訟・要望に関するもの | ● |
| | 9 | | | 上記以外のもの（事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの） | | ● |
| | 環境保全リスク | | 10 | 事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの | | ● |
| | 第三者賠償リスク | | 11 | 事業者が行う業務に起因する第三者への賠償 | | ● |
| | | | 12 | 施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償 | | ● |
| | 債務 不履行 リスク | 市の責によるもの | 13 | 市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの | ● | |
| | | 事業者の責によるもの | 14 | 事業者の事業放棄、破綻に関するもの | | ● |
| | | | 15 | 事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの | | ● |
| | 不可抗力リスク | | 16 | 不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額を超える部分、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの | ● | |
| | | | 17 | 不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの | | ● |
| | 物価変動リスク | | 18 | 建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減 | ● | |
| | | | 19 | 維持管理・運営期間中における一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減 | ● | |
| | 要求水準未達リスク | | 20 | 要求水準の不適合に関するもの | | ● |
| | 入札説明書リスク | | 21 | 入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの | ● | |
| | 入札リスク | | 22 | 入札費用の負担に関するもの | | ● |
| | 契約締結リスク | | 23 | 事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合 | ●※1 | ●※1 |
| | 資金調達リスク | | 24 | 市が調達する必要な資金の確保に関するもの | ● | |
| | | | 25 | 事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの | | ● |
| 設計・ 建設 段階 | 設計・ 調査 リスク | 調査リスク | 26 | 市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク | ● | |
| | | | 27 | 上記以外の測量、調査に起因するリスク | | ● |
| | | 設計リスク | 28 | 市の指示・判断の不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延） | ● | |
| | | | 29 | 上記以外の要因による不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延） | | ● |
| | 建設 リスク | 発注者責任リスク | 30 | 事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの | | ● |
| | | | 31 | 市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの | ● | |
| | | 用地リスク | 32 | 建設に要する仮設、資材置場に関するもの | | ● |
| | | | 33 | 市が提示した資料又は事業者が入手可能な公知の資料から、事業者が認識可能な敷地条件（インフラ整備状況、土壌汚染の状態、地中障害物の有無、地盤条件等であり、合理的に予測可能な敷地条件を含む）に関するもの | | ● |
| | | | 34 | 事業用地に関する上記以外のもの | ● | |
| | | 工事遅延・未完工 リスク | 35 | 市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの | ● | |
| 36 | 上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの | | | ● | | |
| | 工事費増大リスク | 37 | 市の指示による工事費の増大に関するもの | ● | | |
| | | 38 | 上記以外の要因による工事費の増大に関するもの | | ● | |

| | | | | | |
|-----------------------|-------------------------|--|--|--|---|
| | 工事監理リスク | 39 | 事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの | | ● |
| | | 施設損傷リスク | 40 | 市の責により、使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの | ● |
| | 施設損傷リスク | 41 | 事業者が実施する工事監理や現場管理の不備等、事業者の責により、使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの | | ● |
| | | 什器備品等調達・納品遅延リスク | 42 | 市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの | ● |
| | 什器備品等調達・納品遅延リスク | 43 | 事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの | | ● |
| | コストリスク | 44 | 市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大 | ● | |
| | | 45 | 事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大 | | ● |
| | 技術革新リスク | 46 | 技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化の内、市の指示により発生する増加費用 | ● | |
| | | 47 | 上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用 | | ● |
| | 施設の契約不適合リスク | 48 | 契約不適合責任期間中に施設に契約不適合が見つかったことに関するもの | | ● |
| 49 | | 契約不適合責任期間外に施設に契約不適合が見つかったことに関するもの | ●※2 | | |
| 施設の性能維持リスク | 50 | 事業期間中における施設の性能確保に関するもの | | ● | |
| 施設損傷リスク | 51 | 施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの | | ● | |
| | 52 | 事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた事故・火災等による施設の損傷 | | ● | |
| | 53 | 第三者（本施設の利用者を含む）による施設の損傷 | ●※3 | ●※3 | |
| 修繕費コストリスク | 54 | 事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの | | ● | |
| 事故リスク | 55 | 市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの | ● | | |
| | 56 | 事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの | | ● | |
| 給食数増減リスク (需要変動リスク) | 57 | 市の要請による給食数増加に伴い事業者が生じた増加費用の負担 | ● | | |
| | 58 | 本施設の業務従事者に新型コロナウイルス感染症等の感染者及び感染疑いの者が発生した際、保健所等の指示・方針により給食の提供を停止した場合に生じた対応費用の負担 | ● | △※4 | |
| | 59 | 生徒数の減少に伴い給食数の減少による運営業務自体の収益の増減 | △※5 | ● | |
| | 60 | 市の要請による給食中止時等の未配送の給食等による残渣の変動 | ● | | |
| 異物混入リスク (食中毒リスク) | 61 | 市が実施する食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等 | ● | | |
| | 62 | 検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常 | ● | | |
| | 63 | 検収後の保存方法に起因する調達食材の異常 | | ● | |
| | 64 | 調理時における加熱等が不十分に起因する異常 | | ● | |
| | 65 | 調理、配送、学校配膳室業務における異物混入等 | | ● | |
| | 66 | 事業者が実施する配膳業務における異物混入等 | | ● | |
| | 67 | 事業者が実施する配膳業務以外に起因する配送対象校内での異物混入等 | ● | | |
| アレルギー対応リスク | 68 | アレルギー生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、代替食対応時の献立作成ミス等による発症 | ● | | |
| | 69 | 突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による) | ● | | |
| | 70 | 調理段階における禁忌物質の混入による発症 | | ● | |
| | 71 | 配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症 | | ● | |
| | 72 | 収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症 | ● | | |
| | 73 | 事業者内での、収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症 | | ● | |
| 74 | 事業者の責によるアレルギー生徒の個人情報の流失 | | ● | | |
| 配送及び配膳遅延リスク | 75 | 市の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担(食材の納入遅延、食数の直前の変更などによるものを含む) | ● | | |

| | | | | | |
|--------|------------|----|--|-----|---|
| | | 76 | 事業者の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者に生じた増加費用・損害の負担（調理の遅延、事業者の交通事故等によるものを対象とし、不可抗力によるものを除く） | | ● |
| | 運搬費用増大リスク | 77 | 物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大（交通事情悪化による運送費増加など） | △※6 | ● |
| | 食器等破損リスク | 78 | 生徒等による通常使用時の食器等の破損に関するもの | | ● |
| | | 79 | 生徒や保護者等が故意に食器等を破損させた際に発生した損害 | ● | |
| | 残渣処理リスク | 80 | 生徒等が配膳室に返却するまでの残渣の分別 | ● | |
| | | 81 | 配膳室業務における残渣の分別・計量、及び直送品関連の食品残渣・廃棄物（牛乳パックを含む）の配膳室からごみ置き場への移動 | | ● |
| | | 82 | 直送品関連の食品残渣・廃棄物（牛乳パックを含む）の学校から処理施設までの搬送、及び処理 | ● | |
| | | 83 | 前項以外の給食残渣の給食センターまでの搬送（搬送中の事故、搬送量増減等） | | ● |
| | | 84 | No. 82に記載のものを除く給食残渣及び廃棄物についての給食センターから処理施設までの搬送、及び処理 | | ● |
| 事業終了段階 | 事業の中途終了リスク | 85 | 市の債務不履行に起因する契約解除 | ● | |
| | | 86 | 事業者の債務不履行に起因する契約の解除（一部解除を含む） | | ● |
| | 施設の性能確保リスク | 87 | 事業終了時における施設の性能確保に関するもの | | ● |
| | 移管手続きリスク | 88 | 事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの | | ● |

※1: 契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担

※2: 当該契約不適合について事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担

※3: 事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担

※4: 事業者が基本的な感染防止対策を行っていなかったと認められる場合は、市は対応費用の負担について協議

※5: 事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議

※6: 学校の改修工事の影響で配送車を変更する必要が生じて運営費用が増大する場合等、市の責による場合は市のリスク負担

V 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約書に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、特別目的会社の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 前号により事業契約が解除された場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業契約書（案）に基づき事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知をおこなうことにより、事業契約を解除することができる。
- ③ 前号により事業契約が解除される場合、それぞれ相手方に、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、入札説明書等に示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

本事業を行うために必要な土地は行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。また、市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

2 財政上及び金融上の支援

(1) 交付金及び地方債等

市は、本事業において交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(2) その他の財政上または金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上または金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう努める。ただし、本施設の引渡し前に、部分払いを行う想定であるため、それを加味した資金調達を行うこと。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を令和4年3月定例会に提出する予定である。また、事業契約の締結に関する議案は、令和4年12月定例会に提出する予定である。

2 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

| | |
|-------------------------------|---|
| 茨木市教育委員会 教育総務部 学務課 中学校給食推進チーム | |
| 住所 | 〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館6階 |
| 電話 | 072-620-1681 |
| FAX | 072-623-3999 |
| E-mail | chu-kyu@city.ibaraki.lg.jp |
| ホームページアドレス | https://www.city.ibaraki.osaka.jp/index.html |